

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成22年6月9日(水)午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	山田 乙三	副委員長	黒川 勝好
	委員	伊藤 俊一	委員	小原 喜一郎
	委員	奥田 信宏	委員	猪俣 二郎
	委員	大原 龍彦		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため 出席した者	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	消防長	山内 巧	消防本部 予防課長	大橋 清
職務のため 出席した者	議長	伊藤 正昇	議事 会 務 局 長	松岡 英雄
	補佐	橋本 浩之	書記	山田 尚徳
付託事件	議案第39号 蟹江町火災予防条例の一部改正について			

○委員長 山田乙三君

少々時間早いですけど、全員お集まりということで、進めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。

お手元に常設資源ごみ置き場の平面図が配付されておりますので、お願いをいたします。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催します。

本委員会に付託されております案件は1件でございます。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりあいさつをお願いします。よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○委員長 山田乙三君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくをお願いをしたいと思います。

議案第39号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございませんか。

（「補足説明はございません。よろしくお願いいたします」の声あり）

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 大原龍彦君

固体酸化物型燃料電池というのは、どういうものですか、これは。

○消防本部予防課長 大橋 清君

予防課長の大橋と申します。よろしくお願いいたします。

固体酸化物型燃料電池というものは、これは燃料となる水素、これを酸素との電解質を介して化学反応させて動力を出すものでございます。それから、今、燃料電池というのは、エネファームというのが主流になっていまして、これはエネファームというのが今出ているんですけども、これは家庭用の燃料電池のことを総称してエネファームと言っております、これは統一された名称になってはいますが、こういったものがございます。都市ガスを改質器にかけて燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させまして、それで電気をつくるものでございます。そういったものが燃料電池でございます。

以上でございます。

○委員長 山田乙三君

大原委員、よろしゅうございますでしょうか。

○委員 大原龍彦君

これは一般、どういうときに使うんですか、これ、使うのは。

○消防本部予防課長 大橋 清君

これは一般家庭の要するに、一般の……

○消防長 山内 巧君

ちょっとかわってご説明を申し上げます。

先ほど燃料電池、一般家庭に普及しておるのはエネファームというものでございます。これは、実は東邦ガスであるとか東京ガス、それから大阪ガス、こういった都市ガスの大手3社と、それからパナソニック、それから東芝、こういったものがそれぞれにつくっておるわけでありましたが、去年からこれが販売が開始されたというものでございます。

こういったものかといいますと、電気出力は1,000ワット、1キロワットしか実は満たないわけでありますけれども、この燃料電池というのは、化学反応を起こすときに熱を利用すると、その排熱を利用して湯をわかして貯湯タンクに湯をためると、そういった構造になっております。都市ガスの東邦のほうは、昨年販売してから250台ぐらい、どうも販売をされておるようなことも聞いております。

以上でございます。

○委員長 山田乙三君

大原委員、よろしいでしょうか。

○委員 大原龍彦君

どういうところで使っているか、具体的に。

○消防長 山内 巧君

具体的には、一般家庭で、例えば今までガスなり灯油での給湯器を使っておったところに、今度は電気も発生させることができるし、給湯器のかわりにも使っていただけると、そういったことの使い道としてどうも導入されておると、そういったことでございます。

以上でございます。

○委員長 山田乙三君

よろしいでしょうか。

○委員 大原龍彦君

わかりました。

○委員 小原喜一郎君

1つ目ですけれども、29条の5、設置の免除という、この書き出しになっているんですけども、第3号、第4号、第5号に例示されておる、共同住宅用スプリンクラー設備、それから共同住宅用自動火災報知設備、これは個人住宅になるんでしょうけども住戸用自動火災報

知設備、これらについては義務づけじゃなくて、自由だということでしょうけれども、この管理上の一定の規定はあるんでしょうか。

○消防長 山内 巧君

ここの29条の5は、ここで住宅用防災警報器等を設置しないことができる、実は免除規定でございます。防災警報器等といいますのは、いわゆるこれは法令言葉でございます、一般的には住宅用火災警報器、これを設置しないことができるものとして、例えば特定共同住宅につけます共同住宅用のスプリンクラー設備、それから共同住宅用の自動火災報知設備、また同じく共同住宅ですけれども、住戸用の自動火災報知設備、こういったものがつけてある場合については、この住宅用火災警報器の設置を免除すると、そういった規定でございます。

○委員 小原喜一郎君

わかりました。それで免除ということになっているんですね。わかりました。

次なんですけれども、37条の3ですね。これは42条で、これは当初、提案のときに伺っておいたんですけど、42条の場合はですね。37条の3についても、この個室型店舗という範囲ですね。いろいろあるだろうと思うんですけども、今、何とかホテルなんていうのもあるよね。範囲をできたら聞かせていただきたいなと思うんです。

○消防長 山内 巧君

実は、この37条の3は、新しく規定として加えたものでございます。これは、加えた要因といたしましては、2年前、20年10月でございますが、大阪でのビデオ店火災、16人の方が亡くなられたという大変大惨事でございます、これをもとにああいった施設から避難管理の基準を厳しくしようということのできたものでございます。

まず、この個室型店舗に当たるもの、これは省令で定めてあるわけでございますが、条文本文には全部書いてございますけれども、カラオケボックス、それからインターネットカフェ、それからマンガ喫茶、それからテレフォンクラブ、それから個室ビデオ、こういったたぐいのものでございます。こういったもので、この間も言いましたように、個室として間仕切りがしてある、この前の大阪での火災は外開き戸だったんですが、自動的に閉まる開閉装置がつけてなかったもんですから、そういったことで避難に支障があつて、亡くなられた方もおつたんだろうということでの規定の追加でございます。

○委員 小原喜一郎君

蟹江町内には、ご存じのように、ラブホテル的な店舗が2店舗ありますよね。それから、マンガ喫茶もありますよね。これらの施設についての一定の改造といいますか、そういう指導をこれからしなきゃいかんことになるのか。

○消防長 山内 巧君

実は、マンガ喫茶でも個室型でなければ、これは対象外でございますし、ラブホテルは全

く個室ともまた意味合いがちょっと違うものでございまして、ああいうのも対象外でございます。それで、私どもで、今、個室型店舗としてとらえているのは4施設でございます。カラオケ店舗として利用されておるところが3店舗、それからもう一つはインターネットカフェとして使われておりますのが1店舗、計4店舗でございます。

○委員 小原喜一郎君

そこは指導、改造させなきゃいかんという。

○消防長 山内 巧君

これにつきましては、私ども、今回の措置は外開き戸を設ける場合については、自動開閉装置を設けなさいという規定でございます。今回、それは避難上支障があると認められる場合に、そういった措置をなささいということでございましたけれども、私どもの4施設については、いずれも通路が広いものですから、そこまでの措置を指導するまでもなかったということでございます。

以上でございます。

○委員 小原喜一郎君

わかりました。了解。

○委員長 山田乙三君

よろしいでしょうか。

○委員 小原喜一郎君

はい。

○委員長 山田乙三君

ほかにご意見はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託されました案件はすべて終了いたしました。

なお、委員長報告については、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後 1時41分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 山 田 乙 三